

例規等の改正案について

1 芽室町議会生成 AI 利活用ガイドラインの制定について

< 制定理由 >

生成 AI の活用により、議会活動の効率化や政策立案能力の強化が期待される一方、個人情報等の漏えい、誤情報の利用、著作権侵害等のリスクがある。

このため、生成 AI を適切かつ安全に利用するための基本的なルールを明確にするもの。

< 主な内容 >

・ 議員本人の責任

生成 AI は補助ツールとして利用し、最終的な判断と責任は議員本人が負う。

・ 入力禁止情報

個人情報、非公開情報、パスワード等は入力しない。匿名化しても個人や案件を推測できる情報は同様とする。

・ 出力内容の確認

法令、公式資料、公的統計、会議録等により、正確性と最新性を確認する。

・ 権利等への配慮

著作権、プライバシー権、差別、偏見等に注意する。

・ 重要な判断

政策判断や表決は、生成 AI の出力のみに基づいて行わない。

・ 問題発生時の対応

利用を直ちに中止し、議長及び議会事務局へ速やかに報告する。

< 主な活用場面 >

- ・ 公開会議録の要約及び論点整理
- ・ 政策課題の論点及び多角的な視点の整理
- ・ 文章の校正及び構成整理
- ・ 公表事例や関係法令等の調査補助
- ・ 一般質問、討論、政策提言等の構成案作成

議会関連例規の取扱いについて

1 議会関連例規の取扱いについて

（１）趣 旨

芽室町議会に関する条例、規則、要綱、要領等（以下「例規」という。）について、制定、改正、廃止等（以下「制定等」という。）の事務手順を定めようとするものです。

（２）現 状

例規の制定等については、上位法の改正に基づく必須義務の手続きを始め、本町議会が独自に課題解決や新たな制度を運用するためのものもあります。

しかしながら、この事務手順について、現時点で明確になっていないため、この機に、議会運営委員会として「基本的な考え方」を整理しようとするものです。

（３）基本的な考え方について

ア 上位法等の改正に伴う改正等（制定、廃止含む）の場合

上位法が定める趣旨を踏まえつつ、毎年９月定例会議への提案を基本とする。ただし、改正時期が遅れることにより、地域住民等への著しい不利益や公務への支障を及ぼす恐れがある際は、すみやかに直近の定例会議等において関係議案を提案するよう努めることとする。

イ 芽室町議会独自の改正等（制定、廃止含む）の場合

前項と同様とする。ただし、条例、規則以外は、随時、改正することができることとする。

ウ 改正等の事務手順

議会運営委員会で協議し、全員協議会に諮り決定する。